平成２５年（フ）第２２７号
茨城県古河市大山1740番地192
債務者　菊地　和也
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第７０号
千葉県茂原市小林3147番地38
債務者　浅野　由吏
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第７１号
千葉県茂原市小林3147番地38
債務者　浅野　伸江
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
千葉県茂原市東郷2311番地28
債務者　綿引安久太郎
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
千葉県長生郡長生村岩沼812番地１
債務者　金坂ちはる（旧姓小関）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
千葉県茂原市茂原512番地１
債務者　大浦　洋子（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第７８号
千葉県茂原市本納1767番地３　メゾン新川202
債務者　伊藤　俊彦
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
千葉県茂原市東郷907番地19
債務者　小川修一郎
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第３０６号
岐阜県本巣郡北方町北方1857番地　Ｓ２―203
債務者　後藤　智恵
1　決定年月日時　平成25年10月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１４５１号
名古屋市中川区戸田２丁目1617番地、住民票上の住所石川県かほく市宇気ツ６番地14
債務者　丹羽　慎一
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５６９号
名古屋市中村区東宿町３丁目56番地　フラワーマンション２Ｂ号、従前の住所岐阜県羽島市桑原町午南965番地６
債務者　中村　直美
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１６８２号
名古屋市中村区八社２丁目164番地　県営中村住宅１棟326号
債務者　及川　大貴
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７８１号
名古屋市熱田区内田町402番地　若草荘103号
債務者　森田　　優
1　決定年月日時　平成25年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１９号
兵庫県加古川市八幡町宗佐544番地播磨社会復帰促進センター宿舎２―201号
債務者　尾崎　弥生
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第３１５号
奈良県桜井市大字粟殿660番地　タウンビビＢ201、住民票上の住所奈良県大和高田市片塩町４番８―808号　高田市駅前アーバンコンフォート
債務者　堀江　清美
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３１６号
奈良県桜井市大字粟殿660番地
債務者　堀江久美佳
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３４２号
奈良県桜井市大字桜井244番地
債務者　下嶽　信勝
1　決定年月日時　平成25年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
奈良地方裁判所